

## 2 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正

### 【ポイント】

- ▶法制度の改正を理解（特に、障害者基本法第16条第1項）
- ▶「地域で共に学び、共に生きる」

### （1）障がいのある子どもの教育に関する制度の改正

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名し、平成26年1月に批准しました。

日本が本条約を批准するために国内法の整備等が行われ、平成23年8月には障害者基本法が改正されました。その第16条には、次のように述べられています。

#### ○障害者基本法第16条第1項

- ・「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」（第2項以下省略）

また、これ以外にも様々な国内法が整備されました。

#### ○学校教育法の一部改正（平成19年改正）

- ・「特殊教育」から「特別支援教育」への発展的な転換及び標記の転換

#### ○学校教育法施行令の一部改正（平成25年）

- ・就学先を決定する仕組みの改正等

#### ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行）

- ・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供 等

就学の相談・支援に取り組む関係者にとって、特に障害者基本法の第16条第1項に示している「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」に留意しなければなりません。市町村教育委員会は、子ども一人一人の教育的ニーズ（「Ⅲ教育的ニーズの把握と活用について」参照）を把握しながら、教育上必要な支援の提供や地域における教育体制を整備していくことが大切です。

本県の第7次福島県教育総合計画【施策3】においても「地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」を掲げており、共生社会の理念を踏まえた上で、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習について、一層の充実を推進しています。